

令和3年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和3年11月11日

浅川清流環境組合議会

令和3年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)		
議案第5号	浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定について	4
議案第6号	令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について	6
議案第7号	令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)	17
(議員派遣)		
議員派遣の件	19
閉会	19

令和 3 年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 令和3年11月11日(木) 午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

1番	近澤美樹君	2番	白井菜穂子君
3番	鈴木洋子君	4番	馬場賢司君
5番	吉田りゅうじ君	6番	丸山哲平君
7番	皆川りうこ君	8番	木島たかし君
9番	清水がく君	10番	水谷たかこ君
11番	村山ひでき君	12番	渡辺ふき子君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大坪冬彦君	副 管 理 者	井澤邦夫君
副 管 理 者	西岡真一郎君	代表監査委員	福島基君
会 計 管 理 者	小塩茂君	事 務 局 長	加藤真人君
事 業 課 長	設楽尚人君	総 務 課 長	西村直邦君
総務課係長	鈴木輝哉君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記	瀬戸山祐一君	書 記	望月厚介君
-----	--------	-----	-------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形忍
速記者 松丸晋君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告

(議案上程)

日程第4 議案第5号 浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定について

日程第5 議案第6号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第6 議案第7号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

(議員派遣)

日程第7 議員派遣の件

○議長（馬場賢司君） 皆様、おはようございます。

それでは、これより、令和3年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

○議長（馬場賢司君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、6番丸山哲平議員、8番木島たかし議員を指名いたします。

○議長（馬場賢司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（馬場賢司君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙の中、令和3年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、3件の報告を行います。

1. ごみ処理の実績について

初めに、令和2年度の浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の搬入実績について御報告いたします。

令和2年4月のコロナ禍での本格稼働となった、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられ、ごみの収集など他の廃棄物処理事業者と協力しながら、感染予防対策を講じつつ、事業を継続してまいりました。

おかげさまで、現在に至るまで、施設を止めることなく安定稼働ができております。構成市の市民をはじめ、関係者の方々に御礼を申し上げます。

さて、令和2年度の可燃ごみの搬入量は、全体で6万4,038トン、内訳としては日野市が3万1,027トン、国分寺市が1万8,741トン、小金井市が1万4,270トンとなっております。

可燃ごみの搬入実績といたしましては、コロナ禍における生活スタイルの変化によるごみ量の増加などから、当初の搬入計画よりは増える傾向にありました。

2. 施設見学の実績について

先ほども申し上げたとおり、コロナ禍でのスタートとなったため、施設見学についても、団体見学、個人見学ともに人数制限を設けるなど、感染予防対策への御協力をいただきながらの実施となりました。

施設見学の実績といたしましては、団体見学が7件393人、主に小学校の見学となりますが、この人数の中には、小学校と施設をオンラインでつないでのリモート見学の人数も含まれております。

また、個人の見学については、コロナ禍の影響で、令和3年の1月からの受付となり、8件16人の方に見学をいただきました。

このほかに、行政視察が35件295人あり、全体では50件704人の施設見学の受入れを行いました。

今後も多くの方に施設を見学していただけるよう、環境を整えてまいります。

3. 環境保全協定の策定及び締結について

環境保全協定については、当初、令和2年度中に策定予定でしたが、広く意見を聴くなど丁寧に策定及び締結を進めるため、令和3年度も引き続き検討委員会を開催させていただきました。

第2回検討委員会を令和3年2月に、第3回検討委員会を令和3年6月に開催し、委員から出された意見や、そのほか、浅川清流環境組合に市民の方から直接寄せられた意見などを反映した協定案について御検討いただきました。

検討委員会での検討内容については、ホームページや、組合ニュースなどで、周辺地域の方々及び構成市の市民に広く周知を図っているところです。

また現在は、協定案について自治会単位でお集まりいただき、協定の内容について御説明をさせていただいているところです。

今後につきましては、本年12月に第4回の検討委員会を開催させていただき、令和3年度中に協定案を策定し、その後準備の整った自治会から順次締結をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これをもって管理者の報告を終わります。

○議長（馬場賢司君） これより、議案第5号、浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、災害復旧等、緊急やむを得ない事象への対応のために、新たに基金を設置するものであります。

本条例は、公布の日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第5号、浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定について御説明を申し上げます。

初めに、今回基金を設立する理由についてでございます。

地方財政法では、決算剰余金を生じた場合は2分の1を下らない金額を基金に積み立てるか、もしくは地方債の繰上償還の財源に充てることとされております。

浅川清流環境組合においては、令和元年度に可燃ごみ処理施設の建設が終了するまでは、毎年度剰余金を構成市の3市に全てお返しする運用を行ってまいりました。しかし、通常稼働が始まりました令和2年度の決算からは、地方財政法のとおり、剰余金については基金への積立てを行っていきたくと考えております。

つきましては、令和2年度の決算より、確定した剰余金を令和3年度に繰り越した後、基金への積立てを行いたく、ここで基金の設立のお願いをするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。第1条、設置でございます。設置の目的といたしましては、先ほどありましたとおり、経済事情の変動等による財源の不足の補填、災害復旧、その他緊急やむを得ない事象に対応するため、財政調整基金を設置するものでございます。

続きまして、第2条、基金の積立てでございます。積立額については、毎年度一般会計予算で定めることとしております。

令和3年度予算におきましては、令和2年度の決算剰余金の約2分の1、9,085万5,000円をこの後の議案第7号の補正予算にて計上をさせていただきます。

続きまして、第3条、管理でございます。基金に属する現金の管理については、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によることとしております。また、必要に応じて有価証券による管理もできることとしております。当組合においては、当面、金融機関への預金による管理を予定してございます。

以下、第4条では運用益金の処理について、第5条で繰替運用について、第6条で基金の処分について、そして最後に、第7条の委任において、必要な事項については別に定める旨、規定したものでございます。

一番下、付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場賢司君） これより、議案第6号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は13億9,384万4,481円、歳出決算額は12億1,213万6,051円、歳入歳出差引残額は1億8,170万8,430円であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（福島 基君） 本年9月1日から監査委員に就任いたしました、代表監査委員の福島でございます。

令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました決算書及び決算附属書類について、石田前代表監査委員及び渡辺監査委員により、慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算附属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における令和2年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めたとの報告を受けました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第6号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。中段でございます。令和2年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書。予算現額は13億222万円、歳入決算額は13億9,384万4,481円、歳出決算額は12億1,213万6,051円、歳入歳出差引残額は1億8,170万8,430円でございます。

詳細につきましては、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和2年度一般会計歳入歳出決算書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の2ページ、3ページをお開き願います。令和2年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はただいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄、3ページの一番右側、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ、1億8,170万8,430円で

ございます。歳入歳出差引額であります剰余金1億8,170万8,430円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和3年度の歳入に繰越処理をしております。

恐れ入りますが、少し飛びまして、12ページ、13ページをお開き願います。事項別明細書により、引き続き御説明をさせていただきます。歳入の決算状況でございます。款1分担金及び負担金でございます。13ページ、備考欄で説明をさせていただきます。事務経費負担金6億2,940万4,000円でございます。こちら事務経費負担金につきましては、令和元年度までは構成団体3市で等分に負担していただいておりますが、令和2年度より、事務経費負担金の負担割合は、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、この施設の設置に関する費用につきましては、構成団体3市で引き続き等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与、可燃ごみ処理施設運営業務委託料など施設の運営に関わる費用は、先ほど管理者報告にもありました、各市の可燃ごみの搬入量に応じて負担をしていただいております。

その下、周辺環境整備負担金3億円につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいたものでございます。

続いて、款2繰越金でございます。備考欄、前年度繰越金7,467万6,988円につきましては、令和元年度の剰余金を令和2年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、款3諸収入のうち、項2雑入の備考欄でございます。雑入、備考欄下から2行目、余剰電力売電料3億8,579万3,630円は、可燃ごみを燃やした際につくられる電気を電力会社に売却することによる収入でございます。こちらにつきましては、当初の予算を計上したときより9,000万円ほど増えてございます。理由といたしましては、このコロナ禍で可燃ごみの量が増えたことによる、ごみの量により発電量が増えたことが1つと、買取価格が固定費と変動費と両方ございます。この変動費のほう当初予定していた変動費よりも少し高めに買っていただけたということがございます。何分、初年度であったことにより、なかなか見込みが難しかった中で、今回は少しプラスになるというような決算となっております。

その下、その他雑入でございます。82万938円は、ごみ焼却処理の過程で発生する償却鉄及び落じん灰、これらを資源として売却することによる収入でございます。

最下段でございます。歳入の合計、収入済額の合計は13億9,384万4,481円で、調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。歳出につきましては、令和2年の4月から可燃ごみ処理施設稼働に伴い、新たに発生した予算科目を中心に御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。款1議会費でございます。議会費全体の決算状況は、予算現額590万9,000円、支出済額427万7,036円、予算現額に対する執行率は72.4%でございます。

次に、中段、款2総務費でございます。総務費全体の決算状況は、予算現額5億4,887万1,000円、支出済額5億1,656万8,038円、予算現額に対する執行率は94.1%でございます。

同じく14ページ、15ページを御覧いただきたいと思っております。備考欄の最下段、節11役務費、建物等損害賠償責任保険料167万2,945円でございます。こちらは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の施設について、災害や事故により損害が生じたとき、これを補償するため、令和2年度より損害保険に

加入したものでございます。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開き願います。右、備考欄の1行目でございます。施設見学者等損害賠償責任保険料4万8,750円でございます。こちらは、令和2年度より施設見学を受け入れるに当たり、損害賠償保険に加入したものでございます。施設見学の状況につきましては先ほどの管理者の報告のとおりでございます。

続きまして、款3事業費でございます。全体の決算状況は、予算現額6億9,707万7,000円、支出済額6億7,647万1,940円で、予算現額に対する執行率は97%でございます。

17ページ、備考欄の下から7行目、節7報償費、環境保全協定検討委員会委員謝礼4万8,000円につきましては、公害防止及び周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的として結ぶ環境保全協定、いわゆる公害防止協定の検討を行うに当たって、地元自治会の代表者、学識経験者、行政職員から成る環境保全協定検討委員会を設置しており、当該委員会の学識経験者2名の委員報酬となっております。検討委員会の開催状況につきましても先ほどの管理者の報告のとおりでございます。

17ページ、備考欄、最下段、節12委託料、可燃ごみ処理施設運営業務委託料4億7,224万539円でございます。こちらは、浅川清流可燃ごみ処理施設の運営を委託するもので、20年間の長期契約のうち、令和2年度分の委託料となっております。

恐れ入りますが、18ページ、19ページをお開き願います。備考欄、最上段、可燃ごみ処理施設運営事業モニタリング業務委託料534万6,000円でございます。こちらは、先ほどの可燃ごみ処理施設運営事業の運営委託先より提供されるサービスの水準が、本組合が要求する水準の規定に従い、適正かつ確実に遂行されていることを確認するため、技術、ファイナンス、法務といった専門的な視点からモニタリング業務が行えるよう支援をお願いしているものでございます。

続きまして、備考欄中段、節18負担金、補助及び交付金の不可抗力損害発生時対応負担金179万250円でございます。こちらは、当施設の周辺に位置する新井公園に設置されております公害防止情報表示盤のモニターが破損されたことにより、補修が必要となったため、予備費から充当をさせていただき、必要な補修を行ったものでございます。

次に、中段、款4公債費でございます。備考欄、節22償還金、利子及び割引料、地方債償還利子1,481万9,037円は、平成29年度、30年度、31年度に借り入れた財政融資資金等の利子分を償還したものでございます。また、これらの元金の償還につきましては、令和3年度からとなっております。

その下、款5予備費は、当初予算で2,000万円計上させていただき、先ほど御説明させていただいた公害防止情報表示盤の補修に係る負担金として179万1,000円を充当させていただきました。

最後に、最下段、歳出合計の支出済額は12億1,213万6,051円で、予算現額に対する執行率は93.1%、予備費を除いた執行率は94.4%でございます。

以上、議案第6号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） それでは、これより質疑に入ります。白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 私からは1点、歳入のところで、12、13ページ、一番下段の雑入の余剰電力売電料についてお尋ねしたいと思います。先ほど一定の御説明をいただきましたけれども、売電先はどこかということと、どういった経緯で決まって、その契約の内容についてももう少し詳細に教え

ていただけますでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

初めに、売電先でございます。固定費で買い取っていただける東京電力と、変動で買い取っていた民間の事業所と2つございます。

この2つの分けでございますが、ごみの質によって分かれるところでございます。よく言われるバイオマスごみと言われるものについては、東京電力に高い単価で買い取っていただけるものがございます。それ以外のごみにつきましては、通常の価格という相場で買い取っていただくような形となっております。割合としては、おおむね5割ずつということでございます。

東京電力に買い取っていただく単価は、今は1キロワット当たり17円でございます。民間の会社は、今回は日立造船に買い取っていただいております。この理由といたしましては、発電を今回、日立のほうでしてございまして、発電量ですとか仕組みとかがまだ、今年、初年度ということで、安定して買い取っていただける先ということで、今回は日立造船のほうにさせていただいております。

今後につきましては、固定費につきましては東京電力のまま、変動する非バイオマス分の買い取りにつきましては、いろいろな業者を今後調査しながら、一番優位なところと契約していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） ありがとうございます。1年目ということで、日立造船さん、今年度は随意契約ということになりますかね。今後はいろいろ調査をした上で、もっと選択肢を広げて、選択していくということかと受け止めました。

脱炭素化という観点でちょっと質問させていただきたいのですけれども、国が具体的な方策を示さない中、各自治体で脱炭素化を進めていくにはどうしたらと皆さん模索されている状況かというふうに思うのですけれども、やはり廃棄物発電の電気というのを自治体が使っていくというほうも考えていく必要があるかと思ひまして、例えばここで発電した電気を買い取った、その会社から各自治体が公共施設とか学校に電気を買い入れるという、そういう流れができる。さらには、できれば市民の方にも電力会社の切り替えとかをあっせんしてみる、そういう流れをつくることで脱炭素化というのが各地域においても進めていけるのかなというふうに考えるのですけれども、そのような視点で、今後どういう方法で、競争入札になるのかということを考えていかれる上で、会社を選択するに当たって、電力を調達するときは環境配慮指針とかそういうのに基づいてということがあるかと思うのですが、売るときもやはりそういう再エネを普及するという理念を持った会社という方針を明確にして、その中で競争入札を行っていくような透明性を持って進めていただきたいと考えるのですが、この方向性に関する御見解というのをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

今、御意見いただいた中で、私どもが発電しているものはごみで発電しているということで、石油や石炭を使わない、そういったエネルギーを使わない発電でございます。そういったものが求められ

ているのかなど。ごみ自体でもいいのかなという時代も来るかもしれませんが、今のところ石油や石炭を使わないという発電、こういったものをどう今後広めていくのか、伝えていくのかというのは、3市の政策とも関わることだと思いますので、構成市3市とよく相談しながら、どういった事業所がふさわしいのか、PRになるのか、ちょっと研究をさせていただきたい、協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場賢司君） 白井議員。

○2番（白井菜穂子君） 前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。やはり地域でのネットワーク化という、せっかく3市共同でやっているのですから、それを強みに生かして、つなげていけるようなことを、ぜひスピード感を持って取り組んでいただけることに期待いたしまして、私の質問を以上といたします。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 先ほど大坪管理者のほうから、コロナ禍での可燃ごみの処理施設のことにしてお言葉がありましたけれども、本当に経験したことのないウイルスの感染という拡大の中で収集に直接当たった仕事をしておられる方や、事業者の方々の大変な感染予防対策があって、2020年度処理が行われたのかなと思うと、本当に感謝の気持ちに絶えないというところが私自身はございます。

質問については、歳出の施設運営経費に関わってということで、大きく2点を伺いたいというふうに考えています。1点はごみ量のこと。それからもう一点は、今、住民の方々と協議をしている環境保全協定に関わっていることを伺いしたいと思っています。

1点目のごみ量のことなのですけれども、先ほど管理者報告のほうで、コロナ禍における生活スタイルの変化によるごみ量の増加ということで、ごみ量の増加ということが初年度からあったということで御報告があったのですが、その分燃やされたと。先ほど循環について白井議員のほうから建設的な御提案もあったのですけれども、やはりごみが増えるということ自体は、私たちはごみ減量を目指すということが究極には、本当にごみを出さないということを目指しているということ言えば、初年度からごみとしては多かったというようなことになってしまったわけなのですけれども、割合をお伺いしたいのですが、どのぐらい計画に対してごみは多かったのかということをお答えいただきたいのですが。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

計画量に対する実績ということの御質問かと思えます。当初、令和2年度運用を開始する前の計画量としては5万9,746トン、約6万トンを見込んでございました。それに対して搬入量につきましては6万4,038トン、約6万4,000トンでございます。率にすると7%ほど多かったものと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） ありがとうございます。1割とまではいかないけれども、7%増えてしまったと。そういう意味で言えば、住民の立場で言うと、ひとたびこうしたことがあるとごみはあつという間に、1割行っていませんけれども、7%増えてしまったということ言えば、やはりごみは増やさないとということが基本ですので、3市で共同処理をしているということであれば、コロナだから

増えてしまったと、致し方がないということではなくて、私は、やはり減量するにはどうしたらいいのかと、コロナの下であっても減量はどうしたらいいのかというふうな努力が3市に求められるのかなど、この点については考えております。ごみ量についてはこれで結構です。

次に、公害防止協定についてなのですが、これについては本来、こうした施設が稼働する際には住民の方々とどのような稼働を行うのか、どのような条件で稼働を行うのかということが、本当に十分な検討が行われて、その下に稼働というのはスタートするものかなというふうに考えますが、それが得られなかったということで、今、その後、稼働を前にして、これはつくりましょうということになり、また、住民の方の御意見をなるべく聞いて、ちゃんとした信頼回復も目指して、こうした約束、協定をつくっていきましょうという努力が重ねられている最中であるというふうに理解しております。

その上で、この間、自治会ごとに協定の中身というのを住民の方々が理解しなければ、誰かがどこかで決めてしまったというようなことになってしまいますので、説明会が行われていると聞いておりますけれども、この開催状況についてまずはお伺いをできますでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

協定の検討委員会を3回行いまして、その後、その案をもって、今、周辺5自治会にその内容について御説明をさせていただき、また意見もいただいているところでございます。

5自治会、全て場を設けていただいております。うち、今、3自治会終わったところでございます。残り2自治会につきましても、今週及び来週で御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） これについては、全部の自治会に説明をいただくということでは、この間のこの議会での提案も反映をいただいているのかなというふうに考えます。

その上で、基本は自治会と、公式な住民代表の組織は自治会ということになると思います、行政の考え方ではそうなりますので、相手は自治会ということになりますが、お住まいになっている方々は、今、自治会によっては半分の方も自治会に御加入になっていないといったような現実がありますので、住民ということ言えば、自治会員以外の方への協定の内容の説明や、意見を伺う、合意形成をしていくというふうなことも重要なこと、欠かすことができないことなのかなと思いますが、それについては、自治会以外の方とのこうしたもの。

それと、もう一点伺いたいのですが、この施設の隣には都立高校がございまして、その方々も住民ということに、通学者というのにも入るのかなど。それと、スーパーマーケットや商店等もありますので、こうしたお仕事で通われている方、こうした方も住民という範疇で言えば、入るのかなと思いますが、そうした方々への内容説明や意見聴取、合意形成という部分がどうなっているのかということをお伺いできますでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

今回の環境保全協定は自治会と結ぶということで進めさせていただいておりますが、非自治会員やその他の方につきましても、検討委員会での内容ですとかは、ホームページ、クリーンセンターだより、また3市にお配りしている組合ニュースなどでもお知らせをさせていただき、またその中では、どなたでも御意見を組合のほうにくださいということで御案内をさせていただいているところでございます。そういった中でいただいた御意見につきましては、自治会、非自治会員関係なく、検討委員会のほうで御検討いただいているところでございます。

また、周辺の施設、都立高校などにつきましては、環境影響評価を行う際に周辺の主な施設には少し御挨拶に参りまして、この施設の御説明をさせていただいております。その後につきまして何か御意見等が寄せられたということは、現在のところございません。

繰り返しになりますが、環境保全協定のほうは自治会と結ぶということで進めておりますが、私たちが守らなくてはいけないのは、全市民であり、周辺にいらっしゃる方、全員だと思っております。その効力についても全員の方、等しいものだと思っております。ただ、協定につきましては自治会と結ぶということで進めておりますので、文言等もそういったものになっているところもありますが、そういったところはちょっと御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 今のお答えに再質問したいのですが、環境保全協定の締結についてのニュースというのは、組合ニュースでされている、そのプロセスが、お知らせするニュースがあるのであれば、学校さんにお届けするとか、商店さんや企業さんにお届けするといったことは可能でしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

たしか今、市民のほうには全戸配布させていただいておりましたが、ちょっとそういったところ、確かに意識として漏れていたところがあったかと思えます。今後、配る先についても検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） ありがとうございます。そうしましたら、次に、実際に住民の方々に説明会が行われているということですが、そこで出されている意見についてちょっと伺ってきたいのですが、伺いたいのは2点です。皆さんのお手元にはなくて、大変分かりにくい話になって恐縮なのですが、この協定案の第5条第2項というところに、ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園を経由して、日野市道C2号線を走行する経路を原則とするという一文が入っているものになっているかと思えます。この項目に関する意見というのが説明会で出ているか、出ていないかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

環境保全協定案の中にある第5条の車両対策という中ではどういったことが書かれているかということでございますが、ごみ収集車の搬入について、国道20号線から北川原公園を経由して、そして多摩川沿いを通して、浅川清流環境組合のほうに搬入してくださいということで、その他の道を通らな

いように約束をしているということを、またさらに住民の方と約束をしようと思って、ここに載せているものでございます。ただ、説明会の中では、今、そういった係争がある中で載せる必要があるのかという御意見が出たことはございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） それに対しては組合さんとしてはどのようにお答えをいただいているのでしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

北川原公園を通過して、多摩川沿いから入ってくるのは住民からの御要望だったと聞いてございます。どこを通過してもいいというわけではなく、できるだけ住民の方にも環境にも負担のかからない通り方ということで検討された結果だと思っております。ですので、それを環境保全協定にも載せたほうがよろしいと思って今、進めているところと、あとまた、これによらない通行の仕方の可能性が出てきたときには、周辺の住民の方とよく協議をしてくださいということを構成市に申し入れるためにも載せているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 分かりました。一旦は、東京地方裁判所、清水知恵子裁判長は、これについては明確に住民が言っているとおり、違法であるということを含めて認めた判決が出ており、これについては日野市と住民の方々との見解の相違ということで、日野市がこれを控訴しているという状態で、判決自体は12月15日に出ると。

ですが、第4回の検討委員会は12月4日ですので、つまり、判決がどうなるか分からないという状態でこの案文を決めていくということになるのですが、今のお答えですと、私、ちょっと話を戻しますけれども、車両対策や搬入路というのは非常に重要な問題だと思うのですね。どこを通過してもいいものではないということは、これは本当にちゃんと抑えなければならない。ですが、これが一旦裁判でそこは違法ですよということであれば、私は、やはり日野市の責任において、国分寺、小金井市長さんと、国分寺、小金井市民の方々ともよくこの情報を共有して、どうしたらいいのかということについてお考えいただき、御努力いただきたいというふうな考えを私自身は持っています。

ですが、今、浅川清流環境組合の答えですと、これについてはこれによらない、必ずしもこの文章で、必ずこれで判こをもらうということではなくて、状況によっては、これによらない文章がここに入るということもあり得るといふふうにお答えいただいたということでもよろしいですか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

現時点では載せるつもりでいます。私が申し上げたのは、状況によって外すということではなくて、ここに書かれている趣旨としては、北川原公園の中を通過することを基本としておりますが、状況によってそれができなくなった場合は、住民の方としっかり協議をしてくださいということも含めてここに書かれていますよということをお知らせさせていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） ありがとうございます。明確に違法だということが司法のほうでは示されていますので、私は、ほかの道を考えるということをも3市で考えるべき問題だなというふうには考えています。ここに掲げている文言については、浅川清流環境組合の考えについては理解を、どういうふうに考えているかということについては理解をさせていただきました。

それでは、もう一点お伺いしたいのですけれども、この協定案には、稼働の期間については特に項目や、そこに言及するものがないのですけれども、稼働期間ということに関する意見というのが住民の方から出ているかどうかということをお教えください。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

3回までの検討委員会の中では特段なかったかと記憶しておりますが、ここで5自治会回っている中では、稼働期間についても含めたほうがよろしいのではないかと御意見はいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） これまで私もこの組合の議員を務めさせていただいて、何かこの話をしたことがあるかと思うのですけれども、この場所は30年以内に、30年間稼働したとしても、基本は20年ですけれども、延長して30年となっても、それ以降この場所で稼働するということはないということで、当時の3市の市長が覚書を交わしている。これをもって住民の方々は、それであればということで、反対の旗を降ろした自治会さんもあるということなのですね。なので、これは、私は破ってはいけない約束だと考えています。3市の覚書があるということなのですけれども、事が30年先のことですので、当時、署名捺印した市長が30年後も責任を持って必ずこれを遂行するということができないというふうなことがあり得るといった事項です。

ですので、私はこの問題を、つまり、30年たったときのことを先送りにしないことを今、住民の皆さんにきちんと示す必要があるというふうに考えています。なので、例えば先ほどエネルギーの問題を白井議員がお話しされましたが、9年の間に脱炭素と言っているように、今の私たちのエネルギー問題、それは当然私たちの消費の問題、消費全般、ごみの問題に深く関わってくる問題だと私は考えています。

そうしたときに、30年先にごみはどこで燃やそうかというような話をしているというような場合ではないというふうに考えますが、例えば途中でほかの方法を、国分寺、小金井さんがほかのところと組むというようなことが、このままだとないとは言えない。そうしたときに、そのようなことになってしまえば、じゃあ、ごみ処理施設は一体どこに行くのというふうなことがないわけではないのです。私は、この環境保全協定の中できちんと稼働期間ということについて文言として書き込まれる必要があると考えています。今後、浅川清流環境組合としては、この稼働期間ということについて文章をつくっていくとか、書き込むとかというふうなことはお考えになっているのかどうかということをお教えください。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

今回、周辺5自治会と協定を結びたいという話が始まったところから、いわゆる公害防止協定という観点での協定の締結を進めてまいりました。名前は環境保全協定となっておりますが、この組合のごみ処理施設をどう運用していくのか、それを、環境を中心にどういった運用がいいのか、どういった協議が必要なのか、どういった御報告が必要なのか、どういった公表が必要なのか、そういったこととお話をさせていただいてきたところでございます。30年後につきましては、組合といたしましては、環境保全協定の内容ではないという判断をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。そろそろまとめていただければと思います。

○1番（近澤美樹君） 大きく最後の質問になるかと思えます。私は、この稼働期間というのは、先ほど運用面でというふうなお答えだったのですけれども、そもそも稼働の大前提ではないかと考えています。30年やるのか、50年やるのか、100年やるのか、それとも10年で終わらせるのかというふうなことは、それは明確にすべき問題だと考えています。

それで、私たちは度々比較しているのですけれども、ふじみ衛生組合とって調布市と三鷹市の一部事務組合が行っている稼働についての環境保全協定には、稼働期間等の協議という項目が盛り込まれています。ここには、可燃施設の稼働開始から15年後に可燃施設の稼働期間と施設の今後の在り方について、甲と協議を始める。住民と協議を始めるものであるというふうな文章が書いてあります。

すなわち、この稼働期間についてはちゃんと話をしますよということを盛り込むことでこの協定が信頼を得るものになっていると私は考えています。そこを書き込まないということよりも、むしろ、これを書き込むことによって私は信頼が増すので、こうしたものが必要ではないかというふうに考えています。先送りの要素が見えるような協定にしないほうが私はいいと思っているのです。

この間、周辺の方々には、21年後でしたか、日野市が次の場所の選定の作業に入りますというスケジュールなるものが示されたのですけれども、それもまた一枚の案であって、住民との約束でも何でもないのですよね。ですので、私は、この協定を信頼に足るものとするために、稼働期間ということについてきちんと明記すべきだというふうに考えていますが、この協定は、組合と住民とが結ぶものですので、このことについては、管理者のほうから協定についてということで、本当に責任を持って、お互いに判こをつけてもらうものですから、このことについてどう考えているのかということの御意見をいただくことは可能でしょうか。

○議長（馬場賢司君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

管理者との中では、この環境保全協定については、施設の日常の運用に関するこの協定との認識でおりますので、30年後のことを盛り込むものではないということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（馬場賢司君） 近澤議員。

○1番（近澤美樹君） では、もうこれはあくまで運用に関するものなのだとということで協定は考えているということでお答えをいただいたということと理解いたしました。質疑はこれで結構です。

○議長（馬場賢司君） ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 先ほど申しあげましたように、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、本当に関係者の方々に、この仕事はいかなる場合でも不可欠な業務として、事業者の方々に業務遂行していただいたことには、多大な感謝、感謝を超える思いを抱いているところでおります。

ですが、残念ながら、2020年度決算については不認定の立場で意見を申し上げざるを得ないということになります。

この本決算は、まず、このごみ処理施設の本格稼働が行われた1年目ということになるのですけれども、先ほどお答えいただいたように、想定以上にごみ処理量が多かったと。さらに、この1年の間には、煙突入り口の水銀濃度について3度、公害防止基準値を超えるという事態が発生をいたしました。水銀の問題につきましては、本年2月の予算審議の際に、私は、抜本的な対策や、再発防止についてお伺いし、そうしたことに関するお答えもちょうだいしています。

ですが、この周辺住民の方々の中には、稼働に合意した方も合意しない方もおられるわけですが、合意している方も合意していない方にとっても、この1年間の処理状況というのは非常に厳しいものがあつたのではないかと。こうした事実を全て知ると、本当にこれは厳しいものだったと受け止められるものなのではないかなというように私は考えます。

そもそもこのごみ処理の広域化というのは、平成25年の11月に行われた住民説明会で、日野の大坪市長が、ごみ広域化は地元合意よりも公益性が高いと、このようにして前に進める方針を決定したことによって、基本設計づくりから工事着工、搬入路整備問題まで、全ての課題を住民と話し合っ、住民参加で、豊かに住民が参加して進めるということそのものが困難になってしまっ、強行に次ぐ強行で、住民の怒りを広げる、そうした悪循環が重なってしまうこととなっ、しまいました。

その上、他市の議員さんたちがおられますので、知っていただきたいのですけれども、日野市では、毎年3億円の周辺環境整備費用を日野市にお預けしているということなのですけれども、地元住民、また自治会が聞いていない状態の中で、この施設から3キロほど離れた日野市の南平体育館を建て替えることになつたのですけれども、ここに、この周辺環境整備費が使われるといった事態が起きています。私は、こうした周辺住民が幾重にもいかなものかというふうな思いを抱かざるを得ないような事実が重ねられている、そうした中で、今、この協定づくりが、お骨折りの部分は本当にありますけれども、それでもやはり不信を抱かざるを得ないようなことが、公害防止協定締結に関わっ、起きているのではないかと。先ほどの質疑から考えています。

協定案は、東京地裁が違法だと断じた北川原公園内の搬入路を使用することを前提に書かれています。先ほども申しあげましたけれども、搬入路というのはこうした施設を設ける場合に本当に真っ先に考えなければならない大切なものです。住民に迷惑がかかるということのない、住民が合意をした搬入路が確保されていなければならない。ところが、これを確保できないままに、ここが搬入路だといっ、強行がされてしまつたわけです。私は、日野市には違法でない搬入路を確保する責任があると思ひますし、国分寺、小金井の市民の皆さん、もちろん市長さん先頭に、このことについては考え

ていただきたいというふうに考えています。

高裁の判決が12月15日なのですけれども、その前の12月4日に、この違法であると1度は断罪された搬入路を書き込んだ、そうした協定をつくる、これはやはり住民の不信を招くことになるのではないかと。

それともう一点、住民との約束であるはずの30年以内の撤退については、この公害防止協定にはそぐわない。あくまでこれは運用に関するものなのだというふうにおっしゃっていることについてはちょっと納得することができません。繰り返しますけれども、稼働期間というのは、私は、こうした判こをつくような協定には、まずは不可欠だろうというふうに考えます。つまり、書き込まなければならぬことは書き込まないけれども、これを書き込むことはいかなるものなのかというふうなことが書き込まれている協定になってしまっていると。

私は、住民に、これから先、本当に真摯に向き合って、これまでの不信は回復しなければならない、そういう努力が本当に必要だと思うし、その努力が開始されていると思いますけれども、この協定を結ぶということであれば、この1年間の決算は不認定と申し上げざるを得ない。浅川清流環境組合は3市とは別のところに存在する事務組合ではなくて、3市によって構成されている団体だと。3市長が責任を持ってつくるものだと、私はそのように考えていますので、3市長に考えていただきたいし、議員の皆さんにも考えていただきたいというような思いを持ちまして、現在のこの協定案のままでは、なかなか認めがたい。こうしたことを理由に不認定とさせていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○議長（馬場賢司君） ほかに御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（馬場賢司君） 挙手多数であります。よって、議案第6号の件は認定されました。

○議長（馬場賢司君） これより、議案第7号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第7号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,170万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,942万円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

議案第7号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,170万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,942万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書と一緒に提出をさせていただきました別冊の令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書（第1号）で御説明をさせていただきます。

初めに、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに1億8,170万8,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入ります。次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。初めに歳入でございます。款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、9ページの説明欄、前年度繰越金1億8,170万8,000円を全額開きまして、繰越金として計上するものでございます。

続きまして、次ページ、10ページ、11ページをお開き願います。続いて歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、右側、11ページに移りまして、説明欄、節22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金として9,085万3,000円を計上し、構成団体3市に返還をさせていただきます。

また、その下、節24積立金、財政調整基金9,085万5,000円につきましては、令和2年度決算剰余金の約2分の1を基金として積み立てるものでございます。

以上、議案第7号、令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）についての御説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場賢司君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。近澤議員。

○1番（近澤美樹君） 先ほど令和2年度決算を不認定とさせていただき、そのことによって確定いたしました繰越金の金額についての補正予算ですので、これについても反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場賢司君） ほかに御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬場賢司君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（馬場賢司君） 挙手多数であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場賢司君） これより、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場賢司君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（馬場賢司君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和3年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 馬 場 賢 司

署 名 議 員 丸 山 哲 平

署 名 議 員 木 島 た か し